

会則運用方針

(制定)

第1条 この会則運用方針は、会則第34条に基づき定めるものとして、会則の内容を具体的に規定するものである。

(班の編成)

第2条 会則第5条に定める班の編成(分割・統合)は、役員・班長会において決定する。

(会費)

第3条 会費の徴収にあたり、月の途中の入退会者の会費は、次のとおりとする。

- (1) 月の15日以前の入会者については、当月分から徴収する。
- (2) 月の16日以降の入会者については、翌月分から徴収する。
- (3) 月の中途において退会しても、その月の会費は返戻しない。

(慶弔費)

第4条 会則第30条に定める慶弔費は、次のとおりとする。

- (1) 小学校1年生に贈るお祝い3,000円の図書カード
- (2) 弔慰金5,000円
- (3) 供花は必要に応じて、三役会議にて判断するものとする

(行動費)

第5条 会則第31条に定める役員及び班長の行動費年額は、次のとおりとする。

但し、会長、副会長、部長、副部長が、班長を兼務した場合は、班長としての行動費は、支給しない。

- (1) 会 長 30,000円
- (2) 副会長 20,000円
- (3) 総務部長、会計部長 15,000円
- (4) 防犯防災部長、福祉部長 12,000円
- (5) 前2号以外の部長 10,000円
- (6) 副部長 7,000円
- (7) 会計監査 2,000円
- (8) 班長 5,000円

(役務提供者への協力費)

第6条 会則第31条第3項に定める役務提供者への協力費は、

- (1) 副部長以上は、出勤3回目から1回ごとに1,000円とする。
- (2) 班長・その他の役務協力者は、出勤1回ごとに、1,000円とする。

(会長等の選考)

第7条 会則第9条に定める会長および副会長(以下、会長等という)の立候補者がいない場合は、町内会を3ブロックに分け、順番に会長等を選出する。

- 1ブロックは、1班から9班まで
- 2ブロックは、10班から18班まで
- 3ブロックは、19班から30班まで

2 順番は、1ブロックから3ブロック、3ブロックから2ブロック、2ブロックから1ブロックとする。